

令和2年第1回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月27日(月) 開会 午後 2時30分

2. 開催場所 入間市庁舎 B棟 5階 全員協議会室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 加藤博司

会長代理 6番 久保田勝

農業委員 1番 加藤敏夫 2番 中島敦夫 3番 友野秀一

4番 増田恒治 5番 齋木雅美 7番 細渕汎子

9番 池谷昭二 10番 宮岡幸江 11番 吉川光彦

4. 欠席委員(1人) 8番 中村 亨

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 4番 増田恒治 7番 細渕汎子

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について

協議第1号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 貫井典扶 太間雅嗣

法師 励 吉田竹雄 岩田 茂

中村義男 田嶋正明 平塚尚吾

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

主 任 高山 大樹

9. その他の出席者

環境経済部長 長谷川 功

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員10名です。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第1回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届け出は、8番、中村亨委員です。遅刻はありません。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、4番、増田恒治委員、7番、細渕汎子委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第4号2番は、議長である私、加藤博司が当該事案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

私が退席の間は、会長代理である6番、久保田勝委員に議長を務めていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を議題といたします。

担当、3番、友野秀一委員、説明をお願いします。

○農業委員3番(友野秀一君)

3番、友野です。議案第1号の1、当事者土地の表示、申請理由、摘要の順で読み上げます。

当事者、譲受人、○○○○○○、○○○、○○○○。譲渡人、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○番地、○○○、○○○○。土地の表示、二本木狭山○○○—○、地目、畑、面積、1,405平方メートル。申請の理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、41アール。

それでは、1号の1について、現地の調査と聞き取りの結果をここで発表いたします。1

月22日に申請人の〇〇さん宅に伺い、土地所有権移転に関して話を伺ってまいりました。〇〇さんは、入間市内において長年、〇〇〇をご本人〇〇〇〇で行っております。農作業歴は45年ほどで、農作業の従事時間としては、ご本人が350日、〇〇が300日、〇〇〇が300日、〇〇〇〇〇〇〇が100日ということです。

当該の農地は、狭山ゴルフ場南に位置し、所有する〇〇〇に隣接しております。申請地の面積は1,405平方メートルで、現在はよく管理されている普通畑です。取得後は、茶、野菜などを作付する予定だそうです。

農機具類においては、トラクター1台、耕運機1台、茶刈り機2台、軽トラック1台を保有しております。

以上、所有権移転に関し、何ら問題はないものと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

友野委員の説明のとおりで問題はないと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第1号の1番については、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

友野委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は55アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致します。

申請地の耕作状況は、現在、肥培管理された畑ではありますが、許可後は茶畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。
以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

どうもありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、1番を議題といたします。

担当、2番、中島敦夫委員、説明をお願いします。

○農業委員2番(中島敦夫君)

2番、中島です。1番についてご説明を申し上げます。

当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、(株)〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇一〇、〇〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積(平方メートル)の順に申し上げます。
中神新狭山〇〇〇、畑、1,983(平米)。申請理由、受人は〇〇〇を営んでいるが、業務効率を上げるため申請地へ工場と事務所を建築し、本社を移転すべく申請する。摘要、工場(502.60平米)、事務所(188.60平米)。

理由書が届いておりますので、読み上げたいと思います。

当社の事業内容は、〇〇〇〇の〇〇〇〇・〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇及び〇〇〇〇(〇〇・〇〇・〇〇)を主な業としております。

現在、〇〇工場、〇〇〇〇〇〇(工場)、〇〇工場、〇〇〇〇〇〇〇〇工場、〇〇〇工場の5カ所に工場があります。

既存の工場設備の老朽化に伴い、最近、〇〇〇〇の故障が頻発しており、修理費等の負担

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第2号の1番については、〇〇〇を営む譲受人が、工場と事務所を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地域内であったため、令和元年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、意見なしと市へ回答いたしました。その後、令和2年1月17日付で農用地域から除外されております。

都市計画法においては、同法第34条第12号・市条例第5条第7号に合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、申請に係る農地にかえて周辺の土地を供することにより当該申請による事業の目的を達成することができると認められないに合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については土地購入費、工場建設費等の経費を〇〇〇〇により賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。あ

りませんか。

(なし。の声)

○議長

ないようですので、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1番を議題といたします。

担当、5番、齋木雅美委員、説明をお願いします。

○農業委員5番(齋木雅美君)

5番、齋木です。議案第3号の1番についてご説明申し上げます。

当事者、被相続人、〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、上藤沢日向、地番、〇〇〇、地目、畑、面積、2, 126平方メートル。今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

先日、1月24日の日に平塚推進委員と現地確認と、〇〇さんにお話を伺ってまいりました。申請地は暖らん入間店の北側になります。ここは茶畑で、管理は〇〇〇〇〇で耕作しているそうです。周りが住宅街ということもあり、防除には気を使っているようで、害虫に食害された跡も見受けられましたが、ほかは適切に管理されていると思いました。

農機具も必要なものは全てそろっておりまして、引き続き農業を行っていくのに特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、平塚尚吾委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（平塚尚吾君）

今、齋木委員が述べられたように、特に問題はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについてご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当、6番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員6番（久保田 勝君）

6番、久保田勝です。2番についてご説明申し上げます。

当事者、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に読み上げます。小谷田谷久保〇〇〇—〇、畑、365。同じく〇〇〇—〇、畑、757。青梅道南〇〇〇—〇、畑、600。同じく〇〇〇、畑、368。車道南〇〇〇—〇、畑、336。里之内〇〇〇〇—〇、畑、4,355。計6,781平方メートル。今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

21日に貫井推進委員と現地確認と〇〇さんから話を伺ってまいりました。畑は、お茶が多く、野菜と一部果樹が植えられており、適切に管理されてありました。〇〇さんのお宅は、お茶の工場と小売りもされております。案内図の〇〇〇—〇と〇〇〇は、ちょっと道がないのですが、南側の国道16号沿いに〇〇〇〇があり、〇〇〇を通り畑に入っているということです。

所有する農機具は、トラクター1台、耕運機4台、軽・普通トラック各1台、動噴、乗用茶刈り機等必要なものはそろっており、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、貫井典扶委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（貫井典扶君）

久保田委員の説明のとおり、特に問題がないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについてご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について、1番を議題といたします。

担当、2番、中島敦夫委員、説明をお願いします。

○農業委員2番（中島敦夫君）

2番、中島です。1番についてご説明を申し上げます。

当事者、借受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇外2名。利用権を設定する土地、大字、字、地番、地目、面積（平方メートル）の順に申し上げます。中神中狭山〇〇〇—〇、畑、1，486平米。設定する利用権、利用権種類、内容、設定期間、借賃、支払方法の順に申し上げます。使用貸借権、普通畑、令和2年2月1日から令和7年1月31日。借賃、なし、支払方法なし。摘要、更新です。

1月22日の日に推進委員の吉田さんと現地確認に行っていました。現地は案内図のとおり、入間市農業研修センターの北側で、きれいに管理されておりました。〇〇さんは〇〇〇〇で、〇〇〇〇〇〇〇し、野菜を主体とした専業農家です。年間を通して〇〇〇と一生懸命農業に励んでおります。農機具についてもトラクター1台、耕運機3台、動噴、動力噴霧機等必要なものは一式そろっております。農業意欲もあり、利用権の設定に何ら問題ないと思われれます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、吉田竹雄委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

借受人につきましては、私が担当する管内においても一生懸命農業をやっているメンバーだというふうに思っておりますので、大変適切であるというふうに思います。

○議長

どうもありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案4号の1番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。中島委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は64アールであり、その農地を全て耕作しており、また農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、12番、私、加藤博司は退席いたします。

議長を交代するため、暫時休憩いたします。

(会長代理と議長交代)

(12番 加藤博司会長退席)

休憩 午後 2時53分

○臨時議長

それでは、会議を再開します。

再開 午後 2時54分

○臨時議長

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について、2番を議題いたします。

担当、3番、友野秀一委員、説明を願います。

○農業委員3番(友野秀一君)

3番、友野です。議案第4号2について説明申し上げます。

議案第4号の2、当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権、摘要の順で読み上げます。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇外1名。利用権を設定する土地、二本木欠ケ上〇〇〇—〇、畑、2,241。同じく二本木長田〇〇〇〇—〇、畑、1,531平方メートル。計3,772平方メートル。設定する利用権、使用貸借権、内容、普通畑、期間、令和2年2月1日から令和7年1月31日。借賃、なし、支払方法、なし。摘要、更新。

先日の1月22日に〇〇〇〇〇〇〇〇さんに伺い、耕作状況を伺ってまいりました。また、現地確認を行ってまいりました。現地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西隣で、中村屋入間工場の真南に位置しております。当該の農地は適切に管理されておりました。〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんでは、市内外に数カ所圃場を貸借しており、代表の〇〇〇〇〇〇〇〇さんと〇〇で各種農産物栽培を行っております。農機具につきましては、ハーベスター、トラクター、耕運機、トラック等、各種複数台所有しております。今後とも更新は引き続き大豆等の栽培を予定しており、周囲の農地にも何ら影響ないものと思われまます。

以上、利用権設定に問題はないものと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○臨時議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたら
お願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

説明のとおりで問題はないと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、
事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案4号の2番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。友野委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は495アールであり、その農地を全て耕作しており、また農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○臨時議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○臨時議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで、12番、加藤博司会長の退席を解除し、議長を交代するため、暫時休憩といたします。

(会長と議長交代)

(12番 加藤博司会長復席)

休憩 午後 2時58分

○議長

それでは、再開いたします。

再開 午後 2時59分

○議長

協議第1号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、初めに議案を朗読させていただきます。

協議第1号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、別紙1のとおり。

それでは、皆様のほうに議案の際にお配りさせていただきました別紙の1のほうをごらんいただければと思います。別紙1を読み上げます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月27日

入間市農業委員会

決議につきましては以上でございます。それでは、説明のほうに入らせていただきます。

初めに、本案件に関しまして各農業委員会が決議を行うことに至った経緯についてご説明を申し上げます。こちらの別紙1の裏、1ページをめくっていただいた裏に2枚ついていると思いますが、そちらの中で記載されておりますとおり、他県において農業委員会の農地法違反等に関する不祥事が、過去1年間で4件発生し、農林水産省から2回の綱紀肅正が通知されるなど、農業委員会及び農地制度に対する国民からの信頼が大きく損なわれる事態となりました。

このため、令和元年11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会組織は、農業者の公的な代表機関として、法令に則り農地制度を運用し農地利用の最適化を実現する責務を負う立場から、各農業委員会が自覚し、再発防止に努めるよう、申し合わせ決議がなされました。

これを受け、埼玉県農業会議を經由して、各農業委員会の議事で、本案件に関して決議を行うよう依頼があったものでございます。つきましては、入間市農業委員会として、別紙1の農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、決議するか否かをご協議いただきたく提案をしたものでございます。

以上でございます。

○議長

ただいま事務局から説明がありましたが、本件について農業委員会の申し合わせ決議事項として決議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、農業委員会の申し合わせ決議事項として決議することに決定いたしました。

報告事項に入ります。

農地法第3条の3第1項の規定による届出については2件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については2件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については19件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務・専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切りかえます。

閉会 午後 3時05分